

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、意思決定の透明性・公正性を確保し、保有する経営資源(人・物・金・情報)を有効に活用するとともに、迅速かつ果敢な意思決定により持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させることと認識しております。当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに株主の権利が確保されるよう、金融商品取引法及び関係法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、速やかな情報開示を行っております。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、企業価値を財務的価値のみならず、数字では表せられない無形な価値も社会的責任を全うするためには必要であると認識し、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーとの適切な協働を実践してまいります。また、取締役会・経営陣は、当社の経営理念に基づき、法令、協定及び社内規程等を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって、全てのステークホルダーを尊重し協働する企業文化・風土の醸成に向け、リーダーシップを発揮してまいります。

なお、海洋プラスチックごみ問題などの環境問題解決は、各企業・団体が丸となって対処すべき課題であるとの考えから、2020年4月にエフビコ環境基金を創設し、環境保全をテーマに活動するNPO団体などへ助成を行っております。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであると認識しており、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と考えております。法令に基づく開示以外にも重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページや企業報告書「エフビコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、当社の目指す経営目標の実現に向けて重要な企業戦略を定めて実行しております。また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えるための役割や責務を果たしております。

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択しており、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。監査等委員会は、業務執行者からの独立性を確保し、監査等委員である取締役は、取締役会における議決権が付与され監査・監督機能の強化を図っております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主との建設的な対話を積極的に行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しており、代表取締役やIR活動を統括する取締役を中心に当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主との対話の場を設けております。

当社は、株主との対話に際して、投資家の投資判断に重要な影響をおよぼす未公開の重要事実(インサイダー情報)の漏洩防止に努め、万一、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、フェア・ディスクロージャー・ルールに則り、速やかに他の投資家にも公平に情報提供を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3】

当社の取締役会は、最高経営責任者等の候補者の育成を重要課題と捉えております。後継者については、代表取締役社長が人格・見識・実績を勘案し、社外取締役とも十分に協議した上で候補者を選定し、最も相応しい人物を取締役会で選任いたします。

【補充原則4-10-1】

(取締役の選任)

経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名に当たっては、社長・総務人事本部担当取締役が協議し、独立社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程しております。なお、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、監査等委員会の同意を得た上で取締役会に上程しております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名を行うに当たり、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。当社は、指名に関する諮問委員会は設置していませんが、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役及び社外役員で構成される監査等委員会から取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者についての適切な意見を得ていることから、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。また、当社は、経営の意思決定に社外の声を反映するため、独立社外取締役を含む社外取締役を4名選任しております。社外取締役からは、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。

社外取締役の選任に当たっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

(取締役の報酬)

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、取締役会の下に設置した任意の諮問機関である報酬諮問委員会が、役員報酬の決定に関する基本方針について審議し、その答申内容に基づき、最終的に取締役会で決定しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬には、持続的な成長に向けた中・長期のインセンティブの一つとして機能するよう、株式報酬制度を導入しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、経営戦略の一環として、業務提携、資金調達、原材料の安定調達などの観点から企業間の連携を強化することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、当該企業の株式を保有することとしております。こうした株式については、個別銘柄ごとに、担当取締役が保有先との取引状況等を年に一度モニタリングし、その結果を踏まえて取得・保有の意義や、資本コストに見合っているか等を取締役会で審議し、保有の適否を判断しております。検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については、市場への影響やその他事業面で考慮すべき事情にも配慮しつつ縮減を進めてまいります。

政策保有株式の議決権行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるか、また、適切なコーポレート・ガバナンス体制の強化や株主価値の向上に資するものか等を総合的に判断し、適切に行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役による関連当事者取引について、取締役会で承認を受けたうえで実施し、取引結果を取締役に報告しております。なお、関連当事者との取引を網羅的に把握するため、当社及びグループ会社の取締役に對し、毎期、取引の有無の報告を義務づけております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の積立金の運用を複数の運用機関へ委託することにより、個別の投資先選定や議決権行使について、企業年金の受益者との間で利益相反が生じないようにしております。さらに、積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえ、企業年金の所管部門である人事部が、企業年金の運用状況について運用機関と定期的な情報交換を行い、積立金の運用状況を把握・管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念や経営戦略は、当社ホームページ、決算説明資料及び企業報告書「エフビコレポート」等にて開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(iii) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、取締役会の下に設置した任意の諮問機関である報酬諮問委員会が、役員報酬の決定に関する基本方針について審議し、その答申内容に基づき、最終的に取締役会で決定しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬には、持続的な成長に向けた中・長期のインセンティブの一つとして機能するよう、株式報酬制度を導入しております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名に当たっては、社長・総務人事本部担当取締役が協議し、独立社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程しております。また、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、監査等委員会の同意を得た上で取締役会に上程しております。取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名を行うに当り、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。経営陣幹部の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえた上で取締役会において決定いたします。

(1) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められる場合

(2) 法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせた場合

(3) 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合

(4) 職務執行に著しい支障が生じた場合

(5) 上記以外で、経営陣幹部としての資質が喪失したと判断される場合

また、当社は、経営の意思決定に社外の声を一層反映するため、社外取締役を4名選任しております。社外取締役からは、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

(v) 新任取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者、社外取締役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、次の事項の決議を行っております。

(1) 会社法及び他の法令に規定された事項

(2) 定款に規定された事項

(3) 株主総会の決議により委任された事項

(4) その他経営戦略の実践に向けた経営上の重要な事項

取締役会は、業務執行部門による迅速かつ果敢な意思決定を可能とするため、上記(1)～(4)の取締役会の専決事項を除き、「職務権限決裁規程」を定めて経営陣に対する委任の範囲を規定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会は、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準を設けており、その基準は、コーポレートガバナンスに関する報告書および株主総会参考資料に記載しております。

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者の指名に当たっては、社長・総務人事本部担当取締役が協議し、独立社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程しております。また、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会に上程しております。当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名を行うに当たり、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

また、当社は、経営の意思決定に社外の声を一層反映するため、独立社外取締役を含む社外取締役を4名選任しております。社外取締役から

は、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役及び取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けております。グループ外の兼任・兼職は合理的な範囲にとどめており、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類または添付書類において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、毎年取締役会の実効性について分析・評価を行っております。2020年3月期の概要は以下の通りであります。当社取締役会は、社外取締役をはじめ取締役による率直な意見交換が行われ、当社グループの企業価値向上に寄与し、適切に機能していることから、実効性は概ね確保できているものと評価いたしております。また、実効性の向上に向けた取り組みにも努力していると判断いたします。

取締役会の構成

活発な議論・検討、迅速な意思決定を行うにあたり適切な人数であり、また知識・経験・能力などの観点から多様性を有する取締役で構成されております。

取締役会の運営状況

取締役会は原則月1回開催し、重要案件は社外取締役に対する事前説明と意見交換を行い、適切な議論を経て審議・決議しております。社外取締役からは利益相反や関連当事者間取引に関する課題及び重要な設備投資、新技術・新素材への研究開発投資などに対し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が積極的に行われております。

当社は監査等委員会設置会社であり、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することで、取締役会は経営の監督機能の強化を図っております。また、グループ会社の運営に関する事項の職務決裁権限の委譲により、意思決定の迅速化と経営の効率化を図るとともに、グループ会社の取締役会の実効性を高め、グループガバナンスの強化に努めております。

提供資料・情報

議案の内容を検討するにあたり、必要十分な資料・情報が取締役に提供されております。また、社外取締役については、議案の検討時間の確保を目的に、資料・情報の事前提供を必要に応じて行っております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役を対象として、その役割と責務に必要な研修を実施しており、コンプライアンス遵守を重視した研修、ハラスメント防止研修、リスクマネジメント研修等を実施しております。取締役(社外取締役を含む)の就任の際に、当社グループの事業・財務・組織の概要説明を行うとともに、必要に応じて工場、配送センター等、主要拠点の見学を実施し、当社グループへの理解を深める施策を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を積極的に行うための体制整備・取組みに関する方針として、IR活動を統括する取締役を指定し、IR広報課、総務人事本部、経理財務本部や法務・コンプライアンス統括室、並びに株主との対話を補助する部門間の有機的な連携を実施しております。

代表取締役が決算説明会において株主との対話を行い、投資家訪問も実施しております。このほか、IR活動の充実をはかるため、工場・物流拠点の施設見学会なども積極的に実施しております。見学をご希望の投資家向けに、リサイクル工場や選別センターのほか、障がいのある従業員が働く工場の見学を、当社ホームページを通じて広く募集しております。

株主からいただいたご意見やご要望などについては、取締役や執行役員に報告されて情報の共有化を図っております。当社の取締役会は、株主との対話に際して、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとしております。

なお、株主との対話に際しては、未公表の重要情報(インサイダー情報)が外部へ漏えいすることを防止するため、「インサイダー情報管理規程」に基づき情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小松安弘興産	14,339,300	34.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,343,600	5.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,333,400	5.64
積水化成工業株式会社	1,732,730	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,256,800	3.04
株式会社西日本シティ銀行	880,000	2.13
エフビコ共栄会	782,600	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口)	762,800	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託積水化成工業口)	600,000	1.45
第一生命保険株式会社 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	551,200	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

持株比率は、自己株式(2,944,405株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	17名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
末吉 竹二郎	他の会社の出身者												
緑川 正博	公認会計士												
大瀧 守彦	他の会社の出身者												
松本 修一	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

末吉 竹二郎		末吉竹二郎氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱UFJ銀行に在籍しておりますが、退職して10年以上経過しております。	末吉竹二郎氏は、国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)の特別顧問としての活動のほか、環境問題や企業の社会的責任に関する豊富な経験と知見を有しており、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たしていただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社が定めた「当社の独立社外役員の独立性判断基準」を満たしております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、本人の同意のうえ、社内決裁を経て独立役員に指定しております。
緑川 正博		当社は、緑川正博氏が代表を務める株式会社MIDストラクチャーズと税務・会計に関する業務委託契約を結んでおりましたが2014年5月に取引を終了しております。	緑川正博氏は、公認会計士・税理士としての高度な知識と豊富な経験を有しており、今後の当社グループの事業拡大のために、専門知識を活かして客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社が定めた「当社の独立社外役員の独立性判断基準」を満たしております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、本人の同意のうえ、社内決裁を経て独立役員に指定しております。
大瀧 守彦			大瀧守彦氏は、グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識を有しており、多角的な視点により、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社が定めた「当社の独立社外役員の独立性判断基準」を満たしております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、本人の同意のうえ、社内決裁を経て独立役員に指定しております。
松本 修一		松本修一氏は、三井物産株式会社出身ですが、2014年12月に同社を退職しております。同社の子会社は、当社の主要な取引先であります。	松本修一氏は、総合商社で培ってきた企業経営等の経験と実績、知識及び見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき人員は、専任の体制を取っておりませんが、監査等委員の職務の必要に応じ、関連する部門が支援する体制としております。

補助すべき専任の使用人を置く場合、当該使用人は、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得るものいたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、相互の連携強化のために定期的に会合を行っております。監査等委員会は、会計監査人から監査方針、監査計画、監査実施状況及び監査講評等の報告を受け、意見交換等を実施しております。

会計監査人は、意見表明の都度、監査等委員会及び内部監査部門に対し監査結果の報告を行い、その際に、監査等委員会及び内部監査部門は、十分な意見交換を実施しております。また、会計監査人は内部監査部門の監査結果を定期的に確認し、重要な問題があれば取締役会に対し報告を行うこととしており、改善が必要な場合は、関係部署の所管取締役に対し改善指示を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	2	2	1	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役の報酬等の方針、報酬等の内容、報酬等に関して株主総会に付議する事項、およびその他委員会が必要と認められた事項の諮問を取締役会より受け、意見等を取締役会に対し答申いたします。

取締役会は答申結果を踏まえ、取締役報酬案については、取締役(監査等委員を除く)分は取締役会から委任を受けた代表取締役が決定し、取締役(監査等委員)分は監査等委員の協議により決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名においては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

・当社の独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 取引先関係者

(1) 売上先等

当社グループの主要な取引先(注1)である会社において、過去3年間以内に業務執行者であった者

(2) 仕入先等

当社グループを主要な取引先(注1)とする会社において、過去3年間以内に業務執行者であった者

2. 金融機関関係者

当社グループの年間平均負債額が、1億円又は連結総資産の3%のいずれか高い方の金額を超える金融機関において、過去3年間以内に業務執行者であった者

3. コンサルタント等(注2)

当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていた者

4. 大株主等

当社の大株主(注3)もしくは当社が大株主(注3)の会社において、過去3年間以内に取締役、業務執行者または監査役であった者

5. その他

社外取締役または社外取締役候補者の2親等以内の親族が、当社及び当社グループの取締役、監査役または重要な使用人(注4)である者、または上記1～4に該当する者(ただし役員等に限る)

- (注1) 主要な取引先とは、年間取引額が1億円又は連結売上高の3%のいずれか高い金額を超える取引先をいいます。
 (注2) コンサルタント、会計専門家又は法律専門家等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)をいいます。
 (注3) 大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいいます。
 (注4) 重要な使用人とは、本部長以上の職位にある者をいいます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
 施策の実施状況 更新 その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、取締役会の下に設置した任意の諮問委員会である報酬諮問委員会が、役員報酬の決定に関する基本方針について審議し、その答申内容に基づき、最終的に取締役会で決定しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬には、持続的な成長に向けた中・長期のインセンティブの一つとして機能するよう、株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は次のとおりであります。

取締役(監査等委員及び 14名 457百万円(基本報酬290百万円 賞与87百万円 退職慰労金79百万円)
 社外取締役を除く)

社外役員 4名 55百万円(基本報酬51百万円 退職慰労金4百万円)

(注)

1. 上記には、2019年6月26日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記の退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額であります。
3. 上記のほか、2019年6月26日開催の第57回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
 退任取締役(監査等委員を除く) 2名 49百万円
 なお、この金額の中には、過年度において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額41百万円が含まれております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

佐藤 守正 149百万円(基本報酬 84百万円 賞与 18百万円 退職慰労金 47百万円)

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
 の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会で決議された報酬の枠内で、会社業績と本人の職務遂行状況によることとしております。

監査等委員以外の取締役の報酬等の額の算定方法については任意の諮問機関として設置している報酬諮問委員会(委員長は監査等委員である社外取締役)への諮問を行い、その答申結果を受けて取締役会で決定しております。

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬等に関する株主総会の決議は、2016年6月28日開催の第54回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただいております。また別枠で、取締役(監査等委員を除く)について、2020年6月25日開催の第58回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の付与のための金銭報酬の総額を年額250百万円と決議いただいております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議は、2016年6月28日開催の第54回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。

任意の諮問機関として設置している報酬諮問委員会における手続は以下のとおりとなっております。

取締役の報酬等の方針、報酬等の内容、報酬等に関して株主総会に付議する事項、およびその他委員会が必要と認めた事項の諮問を取締役会より受け、意見等を取締役会に対し答申いたします。

取締役会は答申結果を踏まえ、取締役報酬案については、取締役(監査等委員を除く)分は取締役会から委任を受けた代表取締役が決定し、取締役(監査等委員)分は監査等委員の協議により決定しております。

当社の役員報酬は、基本報酬、短期業績連動報酬である賞与、内規に基づき基本報酬と在任期間に応じた係数により算定する役員退職慰労金により構成されており、2020年度からはこれに中長期的なインセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬が加わります。

<基本報酬>

基本報酬については、役位、業務分掌、貢献度及び在任期間を総合的に勘案して決定しております。

<賞与>

短期業績連動報酬である賞与については、役位、業務分掌、貢献度等を総合的に勘案して、決定した基本報酬(12ヶ月分)の20%~40%の範囲内で個人別の賞与基準額を算定した上で、個人別の賞与基準額の総和が、次の基準値の80%~120%の範囲内となるように調整し、個人別の賞与支給額を決定いたします。

基準値 = 親会社株主に帰属する当期純利益 × 1%

なお、賞与は、業績の悪化等の理由により基準値 × 80%の下限を下回る水準となることがあります。

<役員退職慰労金>

役員退職慰労金は、内規に基づいて基本報酬と役位に応じた係数により算定をいたします。

<譲渡制限付株式報酬>

中長期インセンティブとしての株式報酬の付与額は、業績等を総合的に勘案し、毎月付与額を決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会において、議案の内容を検討するにあたり、必要十分な資料・情報が提供されております。また、社外取締役に対しては、議案の検討時間の確保を目的に、資料・情報の事前提供を必要に応じて行っております。

当社の社外取締役を含む取締役が、その役割・責務を実効的に果たすために必要となる情報や資料を、関連する部門に求めた場合、要請を受けた部門は都度情報や資料を提供しております。主に、取締役会事務局が中心となり、取締役の支援を行っております。

社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

監査等委員会の職務を補助すべき人員は、専任の体制を取っておりませんが、監査等委員の職務の必要に応じ、関連する部門が支援する体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

代表取締役社長等を退任し、相談役・顧問等に就任したものはおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営組織とその運営及び会計監査の状況は以下の通りであります。

(1) 取締役、取締役会

当社の取締役会は、次の事項の決議を行うとともに、業務執行を監督しております。

(ア) 会社法及び他の法令に規定された事項、(イ) 定款に規定された事項、(ウ) 株主総会の決議により委任された事項、(エ) その他経営戦略の実践に向けた経営上の重要な事項

取締役会は、17名の取締役(うち4名は監査等委員である社外取締役)で構成されており、議長は代表取締役社長の佐藤守正が務めております。社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。当社は、多様な経験と幅広い見識を有する有識者などを社外取締役に選任し、取締役会等において、業務の執行と一定の距離を置いた立場から意見を行うことで、客観的な経営の監督の実効性を確保しております。

また、経営の効率化、意思決定の迅速化を目指し、業務執行体制をより明確にするとともにその体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は18名であります。

(2) 監査等委員、監査等委員会

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択しており、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。監査等委員会は、業務執行者からの独立性を確保し、監査等委員である取締役は、取締役会における議決権が付与され監査・監督機能の強化を図っております。

監査等委員会は、4名の社外取締役(うち3名は独立社外取締役)で構成されており、委員長は独立社外取締役の末吉竹次郎が務めております。各分野において高い専門知識や豊富な経験を有しており、取締役1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任しております。監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

(3) 内部監査及び会計監査

内部監査専用部門として「監査室」を設置し、9名で運営しております。監査室は、当社及びグループ各社の内部統制の改善・強化に向け、業務に関する内部監査等を行い、その監査結果は、すべての取締役様に報告しております。

2020年3月期の会計監査業務の執行は、有限責任監査法人トーマツの業務執行社員（公認会計士）松嶋敦氏及び下平雅和氏であります。また、会計監査業務に係る補助は公認会計士6名その他18名であります。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

(4) 取締役候補者の指名

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の候補者の指名に当たっては、社長・総務人事部担当取締役が協議し、独立社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程しております。なお、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、監査等委員会の同意を得ることとしております。

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の候補者の指名を行うに当り、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

(5) 取締役の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会の下に設置した任意の諮問機関である報酬諮問委員会が、役員報酬の決定に関する基本方針について審議し、その答申内容に基づき、最終的に取締役会で決定しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬には、持続的な成長に向けた中・長期のインセンティブの一つとして機能するよう、株式報酬制度を導入しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

(6) コンプライアンス遵守とリスク管理体制

当社は、経営理念に基づき、社員がどのように行動すべきを示した「エフピコグループ行動憲章」、さらに、同憲章の精神に則った「エフピココンプライアンス行動規範」を行動準則として定め、啓蒙活動を通してコンプライアンスを最優先とした行動を遵守する方針を徹底しております。

リスク管理については、「リスク管理規程」においてリスクを区分して定め、グループ全体のリスクを適切に管理しております。また、情報交換会等の場を通して、リスク分析の共有やリスク発生の未然防止に取り組む体制を構築しております。

(7) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役各氏との間で、責任限定契約を締結しています。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、業務の執行と監督の分離をより一層進め、業務執行における決定の迅速性及び機動性を向上させると同時に業務執行に対する監督機能の強化を図ることで、取締役会が高度な説明責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しています。

当社の監査等委員会は、4名の社外取締役で構成され、うち3名は独立社外取締役です。社外取締役には、多様な経験と幅広い見識を有する有識者などを選任し、取締役会等において、業務の執行と一定の距離を置いた立場から意見をを行うことで、客観的な経営の監督の実効性を確保しており、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

監査等委員会の機能を最大限に生かし、業務執行の監査・監督機能を一層強化して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すには、現体制が最適であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を6月4日に発送しています。法定期日より4営業日前になります。また、招集通知の発送より前に、株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式は、当社ホームページ及び東京証券取引所の上場会社情報サービスにて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年の第58回定時株主総会は6月25日に開催しました。これは、2020年3月期決算に係る株主総会集中日である6月26日の1日前にあたります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2016年第54回定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2016年第54回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」にも参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は、英訳版を作成し当社ホームページ及び東京証券取引所の上場会社情報サービスにて開示しております。
その他	株主総会においては、株主のより一層の理解を得るために、明確で分かりやすいビジュアル化した説明を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、法令及び企業倫理を遵守した経営を行うとともに、株主・投資家に適正、適時かつ公平な企業情報の開示と説明責任を果たし、エフピコグループの事業活動に対する理解と信頼の獲得に努めてまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	開催内容: 決算説明会 実施時期: 第2四半期(2019年11月7日)、期末() 参加者 : 機関投資家、アナリスト、その他金融機関関係者 参加者数: 約80名/回 2020年3月期決算説明会は、新型コロナウイルスの感染対策における緊急事態措置の実施状況等に鑑み、会場での説明会を中止し、2020年5月8日に当社ウェブサイトへ資料及び動画を掲載 国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の要望に合わせて個別ミーティングや電話会議を随時実施 国内で開催される海外投資家向けカンファレンスへ参加	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: http://www.fpco.jp/ir/ IR資料: 決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知及び決議通知、事業報告書、電子公告、エフピコレポート、決算概要、決算説明会資料、決算説明会動画、プレスリリースを掲載しております。 その内、以下のIR資料については英文でも掲載しております。 決算短信、決算概要、決算説明会資料、エフピコレポート、株主総会招集通知	

IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:経営企画室 担当役員:専務取締役経理財務本部本部長兼経営企画室管掌 池上 功 事務連絡責任者:高島 裕人
その他	IR活動の充実をはかるため、工場・物流拠点の施設見学会なども積極的に実施しております。見学をご希望の投資家向けに、リサイクル工場や選別センターのほか、障がいのある従業員が働く工場の見学を、当社ホームページを通じて広く募集しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エフピコの経営理念及びエフピコグループ行動憲章の精神に則り、エフピココンプライアンス行動規範を制定し、ステークホルダーとの関係について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応が、中長期的な企業価値の向上に重要な要素であることを踏まえ、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーと良好かつ円滑な関係の維持に努め、価値創造に向けた取り組み状況を、当社ホームページや企業報告書「エフピコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。なお、海洋プラスチックごみ問題などの環境問題解決は、各企業・団体が一丸となって対処すべき課題であるとの考えから、2020年4月にエフピコ環境基金を創設し、環境保全をテーマに活動するNPO団体などへ助成を行ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであると認識しており、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と考えております。法令に基づく開示以外にも重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページや企業報告書「エフピコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。
その他	当社は、個々の社員が能力・特性を最大限に発揮し、企業価値を向上させる経営を目指しております。このため女性の職域拡大、女性の継続就業支援、女性の管理職の増加を目指す取り組みに関して「女性の活躍推進宣言」を厚生労働省のポジティブアクション情報ポータルサイトに掲載し、女性の総合職採用の拡大に取り組んだ結果、23%まで上昇いたしました。さらに女性総合職の採用比率を30%以上、女性管理職50名を目標として定め、様々な取り組みを推進してまいります。 障がい者雇用については、障がいのある従業員を主力とする事業所を全国に展開し、障がいのある従業員を基幹業務における不可欠な人材として位置付けております。また、事業提携先社会福祉法人等、さらには取引先企業に対して障がい者雇用ノウハウを提供することにより、地域における障がい者雇用に貢献しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)コンプライアンス体制
取締役及び使用人が、高い倫理観と社会的良識を持ち、コンプライアンス精神の浸透を図ることを目的に制定した「エフビコグループ行動憲章」、「エフビココンプライアンス行動規範」を会社法の精神に則り、取締役及び使用人に対して周知を図る。
法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報制度の詳細を規定した「職場相談窓口に係る規程」に基づき、社内の通報窓口のほか経営陣から独立した窓口として弁護士事務所を設置するとともに通報者の不利益の防止を図る。
法務・コンプライアンス統括室において、グループ横断的にコンプライアンスに係る教育・研修、内部通報制度の運用状況の検証、その他コンプライアンスについての取り組みを推進する。
 - (2)リスク管理体制
「リスク管理規程」に基づき、リスクを区分してグループ全体のリスクを適切に管理する。具体的には、生産・物流・販売に関する業務リスクでは、原則月次で取締役、執行役員、ジェネラルマネージャーによるオペレーション会議が開催され、リスクを共有化するとともに課題・対応策を審議する。また、グループ会社のリスク管理では、取締役、執行役員、グループ会社の代表者による情報交換会が定期的開催され、リスクを共有化するとともに課題・対応策を審議する。
当社グループに危機的事態が顕在化したときのため、その被害を最小化するための危機管理について「危機管理規程」を定め、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知する。
 - (3)モニタリング体制
業務執行部門とは独立した社長直轄の監査室による内部監査を実施し、業務執行部門のリスク管理状況、コンプライアンス状況も含めモニタリングを行う。これにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - (4)情報開示体制
法定開示及び適時開示に係る情報は、秘書室に情報集約し、関係部門と協議の上、開示の必要性要否の判断を行う。より一層透明性を確保し健全性を図るため、「インサイダー情報管理規程」に基づき情報開示体制を確保する。
2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に係る情報の保存・管理は、「文書管理規程」で定め、適正な運用を図るものとする。保存文書の保存年限は、関係法令で定められた期間とし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、監査等委員会設置会社であり、経営の意思決定の迅速化と取締役の職務執行の監査・監督機能の強化を図る。経営に関する重要事項を協議する機関としては、経営会議を設置する。
経営上の意思決定機関として取締役会を原則月次で開催し、重要事項の決定のほか、取締役の業務執行状況の監督を行い、効率的な職務執行を確保する。
4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める「グループ運営規程」において、子会社の経営上の重要事項または問題が発生した場合、速やかに主管本部・主管会社へ報告・連絡するとともに、当社への報告を義務づけ、子会社の財務状況やその他重要情報について、必要に応じて随時報告を実施する。
その他当社グループは、原則月次で当社及び当社子会社の取締役が出席する経営会議を開催し、当社子会社において発生した重要な事象について経営会議における報告を義務づける。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、また、その取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、及び取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名することができる。
当該使用人は、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。
6. 当社及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。内部通報制度に基づき、不正行為が確認された場合は、監査等委員会へ滞りなく報告を行うよう、取締役及び使用人に対してその周知を図るものとする。
また、監査等委員会に対しては、内部監査部門である監査室より内部監査に関わる連絡と監査結果の報告を行い、監査等委員会は必要に応じて監査室に調査を求めるなど緊密な連携を図る。
監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行う事を禁止し、その旨を周知徹底する。
7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査等委員の請求に基づき速やかに処理するものとする。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人や内部監査部門である監査室と連携するとともに、会社を取り巻くリスク・課題について、意見交換を行う。また、監査等委員は、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集する。

別紙「内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」をご参照

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「エフピコグループ行動憲章」、「エフピココンプライアンス行動規範」で定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。

反社会的勢力に対する対応は、総務部が総括し必要に応じて警察等の外部専門機関と連携して対処する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに株主の権利が確保されるよう、金融商品取引法及び関係法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、速やかな情報開示を行っております。なお情報開示に際しては必要に応じて取締役会への報告を行っております。

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

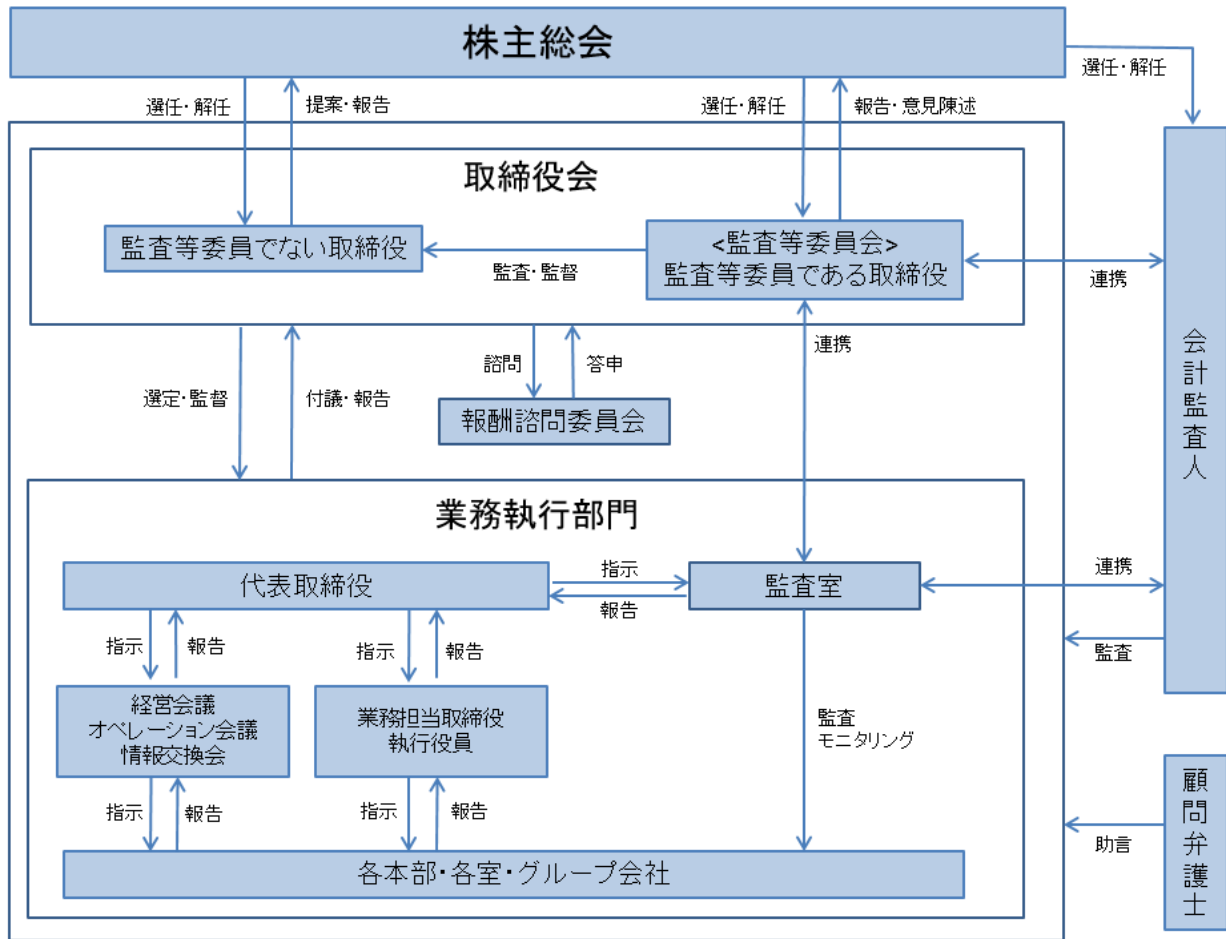
- ・当社は、投資判断に重要な影響を与える会社情報を、すべての株主・投資家の皆様に対して、適時、適切かつ公平に開示するよう努めております。
- ・このため、適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する「インサイダー情報管理規程」を定めており、また、その他の適時開示情報については、情報管理責任者が担当部門長と連携し、適時、適切な開示が行える体制を構築しております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

- ・適時開示規則等に定める適時開示情報に該当する決定事実・発生日は、情報管理責任者である秘書室GM(ジェネラルマネジャー)が取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、把握しております。
- ・適時開示情報に該当する重要情報を把握した情報管理責任者は、漏洩等が発生しないよう厳格に管理しております。
- ・適時開示情報のうち財務・経理に係る情報は経理財務本部本部長が、それ以外の情報は総務人事本部本部長が担当しております。
- ・適時開示情報の具体的な公表内容及び時期は、情報管理責任者が適時開示情報の担当となる総務人事本部本部長及び経理財務本部本部長と協議のうえ起案し、取締役会で決定いたします。なお、緊急の場合は代表取締役が決定いたします。
- ・グループ会社の情報につきましては、取締役、執行役員やグループ会社の代表者による情報交換会等で適宜報告され、適切に把握できる仕組みとなっております。

別紙「適時開示体制の概要(模式図)」をご参照。

【内部統制システムの概要を含むコーポレートガバナンス体制(についての模式図)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

